

六本木安全安心憲章

賑わい綺麗なまち六本木を目指して

私たちは、ここ六本木のまちで全ての人を守るべきまちのルールとして、「六本木安全安心憲章」を宣言します。

六本木地区は、戦後わが国の成長と軌を一にしてまちの興隆を迎え、今やわが国有数の繁華街・ビジネス街であるとともに、文化・芸術の発信拠点ともなる、世界に名立たるまち「ROPPONGI」となっています。

このまちに暮らし、又は訪れる全ての人々が、心の平穏を保ち、歓びを謳歌できるよう、私たちは共に手を携え、連帯し、「賑わい綺麗なまち六本木」を目指し、守り続けます。

平成 25 年 7 月 23 日 六本木地区安全安心まちづくり推進会議

犯罪を防ごう

- 安全安心パトロールなど、まちの活動に積極的に参加します。
- 子ども達を地域で見守ります。
- 犯罪行為を見たら、ただちに警察に通報します。
- 警察と連携し、暴力団等を排除します。

美しいまちにしよう

- まちをきれいにする活動に、積極的に参加します。
- 勤めている店舗や家の前は日頃から清掃します。
- ごみはまちの迷惑にならないよう、正しい処理をします。
- 落書きをしない、させないまちにします。

タバコを吸うときは決められたルールを守ろう

- 「みなとタバコルール」を守り、決められた場所以外では喫煙しません。
- 吸い殻をポイ捨てしません。

安全で安心できる道にしよう

- 道路での飲酒・たむろする行為などにより、人の迷惑になることをしません。
- 許可のない広告物を道路上に置きません。
- 許可なくチラシ等の配布はしません。
- 自転車は指定された場所に駐車し、放置や違法な駐車はしません。
- 自転車の運転ルールを守り、**危ない**走り方はしません。

近隣に迷惑をかけない営業をしよう

- 人の迷惑になるような、客引きや客待ちはしません。
- 営業にあたっては、騒音、悪臭等を出しません。
- 脱法的なナイトクラブ（無許可）など、悪質な営業は認めません。
- 深夜営業を行う店舗は、従業員を指導し、近隣に迷惑をかけません。